

横浜市食品衛生関係行政処分事務取扱要綱の一部改正に関する意見公募要領

横浜市が定めている横浜市食品衛生関係行政処分事務取扱要綱の一部改正を予定しています。つきましては、広く皆様からの御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和4年3月30日（水）から令和4年4月28日（木）まで
（必着。郵送の場合は当日消印有効）

2 御意見提出方法

「意見提出書」に記入し、次のいずれかの方法により御提出願います。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：kf-syokuhineisei@city.yokohama.jp

横浜市健康福祉局食品衛生課 宛 （メール件名に「意見公募」と表記してください。）

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町 6-5-10 21F

横浜市健康福祉局食品衛生課 宛

(3) ファクシミリの場合

FAX 番号：045-550-3587

横浜市健康福祉局食品衛生課 宛

(4) 御持参いただく場合

〒231-0005 横浜市中区本町 6-5-10 21F

横浜市健康福祉局食品衛生課 窓口

※受付時間は、平日午前8時45分から午後5時15分までです。

3 注意事項

- (1) 御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭による御意見への対応はしておりませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 御意見に対して、個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 御意見の内容及び回答につきましては、氏名、住所等の個人情報を除き、一括してホームページ等で公開を予定しておりますので、あらかじめ御了承ください。
- (4) 御意見の提出に伴い取得した氏名、連絡先等の個人情報は、横浜市個人情報の保護に関する条例の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。
- (5) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市健康福祉局食品衛生課 電話番号：045-671-2459

※電話での御意見の受付及び個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。